

フラット 35 適合証明申請手数料

令和 5 年 4 月 1 日 改定

株式会社愛知建築センター

I 新築一戸建て住宅

フラット 35・財形融資

税込 単位：(円)

種別	確認申請 + 適合証明			適合証明単独			建設住宅性能 評価による 現場検査省略 ※
	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	
フラット 35	33,000	11,000	13,200	41,800	22,000	22,000	6,600
フラット 35 竣工済み特例	55,000 (設計検査 + 現場検査)			85,800 (設計検査 + 現場検査)			-

※当機関で取得した建設住宅性能評価書を活用する場合

一戸建て住宅 加算・減算料金

- 構造上 EXPJ 等、計算書が複数による場合は、算定書ごとに審査料を加算いたします。
- 中間現場検査および竣工現場検査を基準法の検査と同時に行えない場合の検査手数料は適合証明単独の手数料とします。
- フラット 35S (優良な住宅基準・特に優良な住宅基準) の耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性に関する基準 (等級) に適合していることを当機関が交付する証明書等により確認できる場合を除き、下表記載の金額を加算いたします。
- 設計検査を省略する物件の省令準耐火を選択の場合、中間現場検査又は竣工現場検査の申請時 (いずれか先の申請時のみ) に 3,300 円 (税込) を加算します。
- フラット 35 の断熱等の基準 (断熱等性能等級 4 以上および一次エネルギー消費量等級 4 以上又は建築物エネルギー消費性能基準 (以下フラット 35 断熱基準等)) を当機関が交付する証明書等にて確認できる場合は 22,000 円 (税込) 減算します。

表 1

税込 単位：(円)

■ 省エネルギー性	0
■ 耐震等級 ※竣工済み特例を除く	
当機関の他の申請において耐震等級 (申請基準) を確認している場合	0
評価方法規準 1-1 (3) ホ (階数が 2 以下の木造の建築物における基準) による場合で横架材、基礎がスパン表による場合、等級 1 の場合及び他の申請において等級 2 以上が確認されている場合および当機関が認めた構造計算書により大幅な作業時間を短縮できる場合	16,500
評価方法規準 1-1 (3) ホ (階数が 2 以下の木造の建築物における基準) による場合で横架材、基礎がスパン表以外による場合	22,000
許容応力度計算	27,500
上記以外	44,000
■ バリアフリー性、	22,000
■ 耐久性・可変性	11,000

備考

※平均熱貫流率・日射熱取得率を詳細計算法による場合及び日射熱取得係数を詳細計算法による場合はお引き受けできません。

※限界耐力計算及び時刻歴応答解析の構造審査は引き受けできません。

※当機関が交付する証明書等は、設計住宅性能評価書、長期使用構造等確認書、低炭素建築物技術的審査適合証、新築対象住宅証明書、BELS 評価書 (所定の基準を満たしているものに限る) を示します。

一戸建て住宅 軽微変更手数料

税込 単位：(円)

内容	手数料
耐震に関わる変更	11,000
上記以外の変更	5,500 (1 項目毎)

※ 竣工時の変更および現場検査による変更で、審査が必要な場合は上記手数料を加算します

II 新築共同建て、賃貸

フラット 35（一般申請）

税込 単位：(円)

種別	確認申請+適合証明		適合証明単独		建設住宅性能評価による 現場検査省略※
	設計検査	竣工現場検査	設計検査	竣工現場検査	
10戸以下	55,000	77,000	93,500	165,000	11,000
11戸以上	5,500×戸数	7,700×戸数	9,350×戸数	16,500×戸数	

フラット 35 登録マンション（一括申請）、賃貸融資

種別	確認申請+適合証明		適合証明単独		建設住宅性能評価による 現場検査省略※
	設計検査	竣工現場検査	設計検査	竣工現場検査	
10戸以下	44,000	77,000	別途見積		11,000
11戸以上	4,400×戸数	77,000			

※当機関で取得した建設住宅性能評価書を活用する場合（住戸毎で交付の場合は1住戸毎の価格）

共同建て、賃貸 減算料金

- 構造上 EXPJ 等、計算書が複数による場合は、算定書ごとに審査料を加算いたします。
- 中間現場検査および竣工現場検査を基準法の検査と同時に行えない場合の検査手数料は適合証明単独の手数料とします。
フラット 35S（優良な住宅基準・特に優良な住宅基準）の耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性に関する基準（等級）に適合していることを当機関が交付する証明書等により確認できる場合を除き、下表記載の金額を加算いたします。

設計検査を省略する物件の省令準耐火を選択の場合は竣工現場検査の申請時（いずれか先の申請時のみ）に 1,100 円×戸数（税込）を加算します。表

2 税込 単位：(円)

省エネルギー性	耐震性	バリアフリー性	耐久性・可変性
0	別途見積	22,000	11,000

備考

※平均熱貫流率・日射熱取得率を詳細計算法による場合及び日射熱取得係数を詳細計算法による場合はお引き受けできません。

※限界耐力計算及び時刻歴応答解析の構造審査は引き受けできません。

※当機関が交付する証明書等は、設計性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証、低炭素建築物技術的審査適合証、新築対象住宅証明書を示します。

共同建て、賃貸 変更手数料

別途見積とします

III 中古住宅 1住戸

税込 単位：(円)

種別	フラット 35・フラット 35S
中古住宅	132,000
一戸建てリノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）、リフォーム一体型	165,000

書類審査にて不適の判定をする場合には、上記金額に 0.5 を乗じた金額を返金いたします。

V. 適合証再発行料金 1通 5,500円（税込）

VI. 手数料減算

年間の確認申請が以下の件数が見込め、類似タイプの住戸の図書や計算書などにより審査及び検査等の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき、手数料等の減額率は以下に定める値を上限とする。※中古住宅を除く

内容	減額率
50件	5%
100件	10%
200件	15%

備考

※ 通知書・適合証交付後及び審査終了後にフラット 35S を追加する場合やフラット 35S の基準を変更する場合は再申請となります。

※ 審査後基準を満たさないこと等により計算方法を変更する場合は取下げ再申請としてください。

※ 検査が田原市・新城市・離島・都市計画区域外で行われる場合は、検査ごとに別途 22,000 円（税込）が加算されます。（確認の検査と同時に行う場合は加算しません。）

※ 上記記載のない適合証明業務については別途見積といたします。

以下の条件を満たす申請においてはこちらの旧手数料の適用です。

- ① 確認済証の交付が令和5年3月31日以前
- ② 設計検査を省略する場合で設計住宅性能評価申請（長期優良住宅確認申請含む）を令和5年3月31日までに行っている場合
- ③ フラット35の申請の書式が2022年10月版

1. フラット35 適合証明申請手数料

令和4年10月1日 改定

株式会社愛知建築センター

I 新築一戸建て住宅

フラット35・財形融資

税込 単位：(円)

種別	確認申請+適合証明			適合証明単独			建設住宅性能評価による現場検査省略※
	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	
フラット35	5,500	11,000	12,100	17,600	28,600	28,600	6,600
フラット35 竣工済み特例	27,500 (設計検査+現場検査)			46,200 (設計検査+現場検査)			-

※当機関で取得した建設住宅性能評価書を活用する場合

一戸建て住宅 加算料金

- 6 構造上 EXPJ 等、計算書が複数による場合は、算定書ごとに審査料を加算いたします。
- 7 他機関にて交付された BELS 評価書にて S 基準を取得する場合は竣工現場検査時に 11,000 円（税込）加算いたします。
- 8 中間現場検査および竣工現場検査を基準法の検査と同時に行えない場合の検査手数料は適合証明単独の手数料とします。
- 9 フラット35S（優良な住宅基準・特に優良な住宅基準）の省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性に関する基準（等級）に適合していることを当機関、所管行政庁が交付する証明書等により確認できる場合を除き、下表記載の金額を加算いたします。
- 10 設計検査を省略する物件の省令準耐火を選択の場合、中間現場検査又は竣工現場検査の申請時（いずれか先の申請時のみ）に 3,300 円（税込）を加算します。

表1

税込 単位：(円)

■省エネルギー性	
外皮計算を外皮の部位の面積等を用いて外皮性能を評価する方法の場合	24,200
外皮計算を外皮の部位の面積等を用いず外皮性能を評価する方法の場合	15,400
■耐震等級 ※竣工済み特例を除く	
当機関の他の申請において耐震等級2以上を確認している場合	0
評価方法規準 1-1 (3) ホ（階数が2以下の木造の建築物における基準）による場合で横架材、基礎がスパン表による場合、等級1の場合及び他の申請において等級2以上が確認されている場合および当機関が認めた構造計算書により大幅な作業時間を短縮できる場合	16,500
評価方法規準 1-1 (3) ホ（階数が2以下の木造の建築物における基準）による場合で横架材、基礎がスパン表以外による場合	22,000
許容応力度計算	27,500
上記以外	44,000
■バリアフリー性、耐久性・可変性	
	11,000

備考

※平均熱貫流率・日射熱取得率を詳細計算法による場合及び日射熱取得係数を詳細計算法による場合はお引き受けできません。

※限界耐力計算及び時刻歴応答解析の構造審査は引き受けできません。

※当機関が交付する証明書等は、設計住宅性能評価書、長期使用構造等確認書、低炭素建築物技術的審査適合証、新築対象住宅証明書、BELS 評価書（所定の基準を満たしているものに限る）を示します。

一戸建て住宅 変更手数料

税込 単位：(円)

内容	手数料
設計検査済みの情報を活用できる場合	3,300
変更内容が耐震、断熱又は一次エネルギー消費量の審査が必要かつ他の審査等で省略できない場合で変更内容が軽微と当機関が判断した場合	11,000
変更内容が耐震審査必要かつ耐震審査が他の審査等で省略できない場合で変更内容が上記以外と当機関が判断した場合	表1による
断熱等性能等級が計算による場合で変更内容が軽微でないと当機関が判断した場合	表1による
一次エネルギー消費量等級の場合で変更内容が軽微でないと当機関が判断した場合	表1による
上記以外	5,500

※ 竣工時の変更および現場検査による変更で、審査が必要な場合は上記手数料を加算します

II 新築共同住宅・長屋

フラット 35（一般申請）・財形融資、フラット 35 登録マンション（一括申請）・賃貸融資

税込 単位：(円)

種別	確認申請+適合証明		適合証明単独		建設住宅性能評価による 現場検査省略※
	設計検査	竣工現場検査	設計検査	竣工現場検査	
フラット 35 ※賃貸融資においては 1 棟ごとの金額	4,400+戸数× 1,650	8,800+戸数× 3,300/戸	11,000+戸数× 1,650	22,000+戸数× 3,300/戸	11,000

※当機関で取得した建設住宅性能評価書を活用する場合

共同住宅・長屋 加算料金

- 構造上 EXPJ 等、計算書が複数による場合は、算定書ごとに審査料を加算いたします。
- 他機関にて交付された BELS 評価書にて S 基準を取得する場合は竣工現場検査時に 11,000 円（税込）加算いたします。
- 中間現場検査および竣工現場検査を基準法の検査と同時にできない場合の検査手数料は適合証明単独の手数料とします。
フラット 35S（優良な住宅基準・特に優良な住宅基準）の省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性に関する基準（等級）に適合していることを当機関、所管行政庁が交付する証明書等により確認できる場合を除き、下表記載の金額を加算いたします。
- 設計検査を省略する物件の省令準耐火を選択の場合は竣工現場検査の申請時（いずれか先の申請時のみ）に 1,100 円×戸数（税込）を加算します。

表 2

税込 単位：(円)

省エネルギー性	耐震性	バリアフリー性	耐久性・可変性
25,300 + 3,300×戸数	別途見積	3,300×戸数	1,100×戸数

備考

- ※平均熱貫流率・日射熱取得率を詳細計算法による場合及び日射熱取得係数を詳細計算法による場合はお引き受けできません。
- ※限界耐力計算及び時刻歴応答解析の構造審査は引き受けできません。
- ※当機関が交付する証明書等は、設計性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証、低炭素建築物技術的審査適合証、新築対象住宅証明書を示します。

共同住宅・長屋 変更手数料

税込 単位：(円)

内容	手数料
変更内容が耐震、断熱又は一次エネルギー消費量の審査が必要かつ他の審査等で省略できない場合で変更内容が軽微と当機関が判断した場合	2,200/住戸
変更内容が耐震審査必要かつ耐震審査が他の審査等で省略できない場合で変更内容が上記以外と当機関が判断した場合	表 2 による
断熱等性能等級が計算による場合で変更内容が軽微でないと当機関が判断した場合	表 2 による
一次エネルギー消費量等級の場合で変更内容が軽微でないと当機関が判断した場合	表 2 による
上記以外	2,200/住戸

III 中古住宅 1 住戸

税込 単位：(円)

種別	フラット 35・フラット 35S
中古住宅	110,000
一戸建てリノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）、リフォーム一体型	165,000

書類審査にて不適の判定をする場合には、上記金額に 0.5 を乗じた金額を返金いたします。

V. 証明書再発行料金 1 通 5,500 円（税込）

VI. 手数料減算

年間の確認申請が以下の件数が見込め、類似タイプの住戸の図書や計算書などにより審査及び検査等の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。手数料等の減額率は以下に定める値を上限とする。※中古住宅を除く

内容	減額率
50 件	5%
100 件	10%
200 件	15%

備考

- ※ 通知書・適合証交付後及び審査終了後にフラット 35S を追加する場合やフラット 35S の基準を変更する場合は再申請となります。
- ※ 審査後基準を満たさないこと等により計算方法を変更する場合は取下げ再申請としてください。
- ※ 検査が田原市・新城市・離島・都市計画区域外で行われる場合は、検査ごとに別途 22,000 円（税込）が加算されます。（確認の検査と同時に行う場合は加算しません。）
- ※ 上記記載のない適合証明業務については別途見積といたします。